

2025年2月19日

不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書

不動産投資信託証券発行者名

大和証券オフィス投資法人
代表者名 執行役員 田中 稔介
(コード：8976)

資産運用会社名

大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 西垣 佳機
問合せ先 TEL. 03-6215-9649

1. 基本情報

(1) コンプライアンスに関する基本方針

大和証券オフィス投資法人（以下「本投資法人」又は「DOI」といいます。）の資産運用を受託する大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、コンプライアンスの不徹底が本投資法人に対する社会の信頼及び経営基盤を揺るがし得ることを十分に認識し、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置付けています。

【投資法人の運用体制におけるコンプライアンスの特徴】

本投資法人は、執行役員1名に対して、有識者（弁護士及び公認会計士）2名の監督役員により構成され、執行役員の職務の執行を監督する体制を整備しています。

【資産運用会社の運用体制におけるコンプライアンスの特徴】

① コンプライアンスに関する事項

(イ) 組織体制

資産運用会社は、取締役会を頂点に、コンプライアンス委員会（構成員5名のうち1名は弁護士、1名は税理士）、コンプライアンス・オフィサー、リスク管理・コンプライアンス部及び内部監査部によるコンプライアンス体制を構築しており、内部管理体制の充実及び権限・責任体制の明確化を図っています。

取締役会がコンプライアンスの推進に関する基本事項を決定し、取締役会から独立した機関であるコンプライアンス委員会がコンプライアンスに関する事項等に

ついて審議及び承認の決議を行います。そして、コンプライアンス・オフィサーがコンプライアンスの統括者として、リスク管理・コンプライアンス部とともにコンプライアンス全般の企画・立案・推進を行い、コンプライアンスに係る問題を一元的に管理する体制となっています。

コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの観点に照らし問題が発生している又は発生するおそれがあると判断したときは、関係部署等に対し必要な意見又は指示を行うことができます。なお、コンプライアンス・オフィサーは、金融商品取引業に関する事項について意見又は指示を行った場合は、その内容を取締役会へ報告します。また、コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの推進状況について少なくとも1ヶ月に1回、及び必要のある都度、取締役会に報告することとしています。

内部監査部は、内部監査の統括者として内部監査を実施しています。

(ロ) コンプライアンス規程

資産運用会社は、コンプライアンス規程にてコンプライアンスに関する基本方針、組織体系、実施事項、遵守基準、コンプライアンス・プログラム及び問題発生時の報告等、コンプライアンス体制に関する基本的事項について定めるとともに、コンプライアンス活動を実践するための役職員向けの具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定しています。

(ハ) コンプライアンス・プログラム

資産運用会社は、コンプライアンスを実現するための具体的な実施計画として、コンプライアンス・プログラムを策定しています。コンプライアンス・プログラムの制定及び変更は、コンプライアンス・オフィサーによって立案され、コンプライアンス委員会での承認を経た上で、取締役会の決議により行われます。また、コンプライアンス・プログラムは、原則として、資産運用会社の事業年度毎に策定され、必要に応じて随時見直されます。

(ニ) コンプライアンスに関する指導・研修

資産運用会社は、全役職員に対し、コンプライアンスの基本方針・遵守基準を徹底させることを目的とし、遵守すべき法令・諸規則の修得及び役職員が実践すべきコンプライアンス活動を徹底させるに足る内容をもって構成されるコンプライアンス指導・研修を推進しています。資産運用会社は、コンプライアンスに関する指導・研修がコンプライアンスを徹底するための重要な機能であることを認識し、コンプライアンス・オフィサーにその企画・推進を担わせています。

また、コンプライアンスの指導・研修に関する計画をコンプライアンス・プログラムに盛り込むこととしています。

② 内部監査に関する事項

資産運用会社は、内部監査部を設置しており、内部監査規程にて年度監査計画及び内部監査実施計画の策定、内部監査の実施方法、監査頻度並びに是正措置等の基本的事項について定めています。内部監査部は、資産運用会社の業務が法令及び社内諸規程等に則って適正に遂行されているかを内部監査にて確認するとともに、内部監査の結果に基づき各部に改善を指示し、かつ、その指示内容をコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しています。

(2) 投資主の状況

2024年11月30日現在

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	投資口 口数 (口)	比率 (%) (注1)
株式会社大和インベストメント・マネジメント	資産運用会社の親法人等に該当します。	257,810	27.24
株式会社大和証券グループ本社	(関係) 資産運用会社に100%を出資する親会社であり、資産運用会社との間でスポンサー・サポート契約を締結しています。 (出資の経緯) 2009年7月、本投資法人(当時 DAオフィス投資法人)の投資口51,893口を取得。(注2)	134,642	14.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	該当事項はありません。	133,707	14.13
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	該当事項はありません。	132,572	14.01
野村信託銀行株式会社(投信口)	該当事項はありません。	29,059	3.07
STICHTING PENSIOEN FONDS ZORG EN WELZIJN	該当事項はありません。	22,555	2.38
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT MOTHER FUND	該当事項はありません。	14,182	1.50
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	該当事項はありません。	8,640	0.91
明治安田生命保険相互会社	該当事項はありません。	7,662	0.81
みずほ証券株式会社	該当事項はありません。	7,529	0.80
上位10名合計		748,358	79.07

(注1) 比率とは、発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率をいい、小数第3位を四捨五入して記載しております。

(注2) 2024年6月1日を効力発生日として投資口1口につき2口の割合による分割を実施していますが、投資口取得時点(2009年7月)の投資口数を記載しています。

(3) 資産運用会社の大株主の状況

本書の日付現在

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	株数 (株)	比率 (%) (注)
株式会社大和証券グループ本社	(関係) 資産運用会社に100%を出資する親会社であり、資産運用会社との間でスポンサー・サポート契約を締結しています。 (出資の経緯) 2009年7月、株式会社ダヴィンチ・セレクトの株式を100%取得。 株式会社ダヴィンチ・セレクトから大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更。	20,000	100.00
	合計	20,000	100.00

(注) 比率とは、発行済株式の総株数に対する所有株式数の比率をいいます。

(4) 投資方針・投資対象

本投資法人の2025年2月19日提出「有価証券報告書(第38期)」第一部【ファンド情報】 第1【ファンドの状況】 2【投資方針】 (1)【投資方針】及び(2)【投資対象】をご参照下さい。

(4-2) テナントの選定基準に関する事項

本投資法人の2025年2月19日提出「有価証券報告書(第38期)」第一部【ファンド情報】第1【ファンドの状況】2【投資方針】(1)【投資方針】⑤投資不動産にかかわる運営・管理方針(ロ)投資不動産のテナントリーシング b. テナント選定基準をご参照下さい。

(5) 海外不動産投資に関する事項

本書の日付現在、海外不動産投資を行う予定はありません。

(6) スポンサーに関する事項

① スポンサーの企業グループの事業の内容

株式会社大和証券グループ本社（以下、本項及び次項において「大和証券グループ本社」といいます。）の2024年6月24日提出「有価証券報告書（第87期）」第一部【企業情報】 第1【企業の概況】 3【事業の内容】及び4【関係会社の状況】をご参照下さい。

② スポンサーの企業グループとの物件供給や情報提供に係る契約等の状況

資産運用会社と大和証券グループ本社は、2009年6月17日付でスポンサー・サポート契約（その後の変更を含みます。以下同じです。）を締結しており、大和証券グループ本社は、資産運用会社が運用に係る業務を受託する不動産投資法人及び不動産ファンド（以下「不動産投資法人等」といいます。）の持続的かつ安定的な成長を図ることを目的として、資産運用会社への物件等の情報その他の資産運用会社の運営に関連する情報で、大和証券グループ本社が資産運用会社又は不動産投資法人等にとって有用であると判断する情報を随時提供すること、資産運用会社の人材確保への協力を行うこと、ブリッジファンドの組成等に商業上合理的な範囲内で協力を行うこと、また、短期投資法人債を発行しようとする際に引受等を通じて資金調達に商業上合理的な範囲内で協力することに合意しています。

また、スポンサー・サポート契約に基づくスポンサー・サポートの一環として、大和証券グループ本社の100%子会社である大和証券リアルティ株式会社（不動産等の売買・投資・賃貸借及び仲介等に関する業務を営むもの。以下「DRT」といいます。）と資産運用会社は2021年7月1日付ウェアハウジングに関する基本契約（現：パイプラインサポート等に関する基本契約。その後の変更を含みます。以下同じです。）を締結しました。

同契約に基づき、DRTは、パイプラインサポート機能（本投資法人の投資基準に適合する不動産等の物件情報の提供をいいます。）及びウェアハウジング機能（本投資法人への売却を出口戦略と想定しつつ、投資対象からの一定期間の収益を享受することを目的とした投資として、一定期間の保有を前提とした取得を行うことをいいます。）の提供を通じて、本投資法人の運用資産の拡大及び発展のために、本投資法人及び資産運用会社に対して、商業上合理的な範囲で協力します。また、同契約に基づき、DRTは、自ら物件情報を入手した場合であって、資産運用会社が資産の運用を受託する投資法人の投資基準に適合すると判断した場合、DRTが第三者との契約上の義務に違反することとなる場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該物件情報を遅滞なく資産運用会社に通知するものとされています。

また、同契約に基づき、DRT及び資産運用会社は、DRTが自ら保有する物件（間接保有を含みます。以下「DRT保有物件」といいます。）についてDRTが資産運用会社に対してその裁量により取得の提案を行った場合や、ウェアハウジング機能の提供のためにDRTが取得（間接投資を含みます。以下同じです。）した物件（以下「ウェアハウジング物件」といいます。）について資産運用会社から売買条件の提案があった場合には、DRTは、資産運用会社との間で、DRT保有物件又はウェアハウジング物件の売買条件につき誠実に協議を行うこととされ、かかる協議の結果、DRT及び資産運用会社間で売買の基本条件について合意に至った場合、資産運用会社は当該合意に従い、本投資法人をして買付意向を記載した書面をDRT又はDRTが指定する者に対して遅滞なく提出させるものとし、DRTは当該DRT保有物件又は当該ウェアハウジング物件の取得に関する優先交渉権を本投資法人に付与することとされています。

資産運用会社は、本投資法人のほか、上場のクローズド・エンド型不動産投資法人である大和証券リビング投資法人（以下「DLI」といいます。）、並びに非上場のオープン・エンド型不動産投資法人である大和証券レジデンシャル・プライベート投資法人（以下「DRP」といいます。）、大和証券ホテル・プライベート投資法人（以下「DHP」といいます。）及び大和証券ロジスティクス・プライベート投資法人（以下「DLP」といいます。）の資産の運用を受託しています。また、資産運用会社は、幅広い用途の不動産等を投資対象とする投資一任契約に基づく投資一任業務及び投資顧問契約に基づく投資助言業務も受託しています。DLIの投資対象は主たる用途を居住用施設又はヘルスケア施設（高齢者を入居・利用の対象とした介護施設及び居住施設（主たるタイプを有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け

住宅とする建物並びにその他の高齢者施設・住宅を含みますが、これらに限られません。)並びに医療施設等をいいます。)とする不動産等であり、DRPの投資対象は主たる用途を居住用施設(高齢者を入居・利用の対象としたヘルスケア施設を除きます。また、他の用途に供されているものの、容易に居住用施設に転用できる場合を含みます。)とする不動産等であり、DHPの投資対象は主たる用途を宿泊用施設(主たる用途が居住用施設であるものを宿泊用に提供するものを含まません。)とする不動産等であり、DLPの投資対象は主たる用途が物流の用に供され、又は供されることが可能な不動産等であるため、主たる用途をオフィス(他の用途に供されているものの、容易にオフィスに転用できる場合を含みます。以下同じです。)とする不動産等を投資対象とする本投資法人との間で、原則、資産の賃貸借や取得又は処分等に関して利益相反が生じることはないものと考えられます。一方、本投資法人と投資一任業務の顧客、投資助言業務の顧客との間でオフィスの運用に関して利益相反が生じ得ることから、資産運用会社は、これら利益相反その他の弊害の防止を目的として、適切かつ合理的な措置を講じるよう努めています。

2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等

(1) 投資法人

① 投資法人の役員の状況（本書の日付現在）

役職名	氏名	主要略歴	
執行役員	田中 稔介	本投資法人の2025年2月19日提出「有価証券報告書(第38期)」第二部【投資法人の詳細情報】第1【投資法人の追加情報】2【役員の状況】をご参照下さい。	
補欠 執行役員	阿部 淳	1999年4月 2003年1月 2009年6月 2013年2月 2019年4月 2020年10月 2023年4月 2024年4月	野村ホーム株式会社 入社 パシフィックホールディングス株式会社 入社 東京建物不動産投資顧問株式会社 入社 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 入社 同社 資産運用部長 兼 投資オリジネーション部部長 同社 私募REIT投資運用部長 同社 DOI投資運用部長 同社 投資運用副本部長 兼 ポートフォリオ戦略部長（現任）
監督役員	恵木 大輔	本投資法人の2025年2月19日提出「有価証券報告書(第38期)」第二部【投資法人の詳細情報】第1【投資法人の追加情報】2【役員の状況】をご参照下さい。	
監督役員	伊藤 耕一郎	本投資法人の2025年2月19日提出「有価証券報告書(第38期)」第二部【投資法人の詳細情報】第1【投資法人の追加情報】2【役員の状況】をご参照下さい。	

② 資産運用会社役員と兼職する投資法人の役員の選任理由・兼職理由及び利益相反関係への態勢

氏名	資産運用会社の役職名	選任理由・兼職理由	利益相反関係への態勢
阿部 淳	投資運用副本部長 兼 ポートフォリオ戦略部 長	本投資法人の業務について十分な知識を有しており、不測の事態により執行役員に就任した場合であっても、適切かつ円滑に業務を行っていくことが期待されるため。	本投資法人の執行役員に就任した場合、資産運用会社の職員を兼任することになりますが、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）により執行役員は投資法人に対して忠実義務及び善管注意義務を負います。 加えて、本投資法人の監督役員には外部の弁護士及び公認会計士が就任し執行役員の業務執行を監督しています。 また、資産運用会社は、金融商品取引法上、本投資法人に善管注意義務及び忠実義務を負うこととされており、資産運用会社の社内規程としても、「利益相反対策ルール」を定めており、利害関係者と取引を行う場合には、コンプライアンス・オフィサーによる審査、DOI投資委員会及びコンプライアンス委員会による審議に加え、全員出席の取締役会での全会一致の承認（但し、当該利害関係者の役職員を兼職している取締役は議決権を行使できず、当該議決権は出席した取締役の議決権の数に算入しません。）が求められる等、利益相反防止態勢を構築しています。

③ その他投資法人役員の兼任・兼職による利益相反関係の有無等（前②に記載された内容を除く）

該当ありません。

(2) 資産運用会社

① 資産運用会社の役員の状況（本書の日付現在）

本投資法人の2025年2月19日提出「有価証券報告書(第38期)」第二部【投資法人の詳細情報】第4【関係法人の状況】1【資産運用会社の概況】（4）【役員の状況】をご参照下さい。

② 資産運用会社の従業員の状況（本書の日付現在）

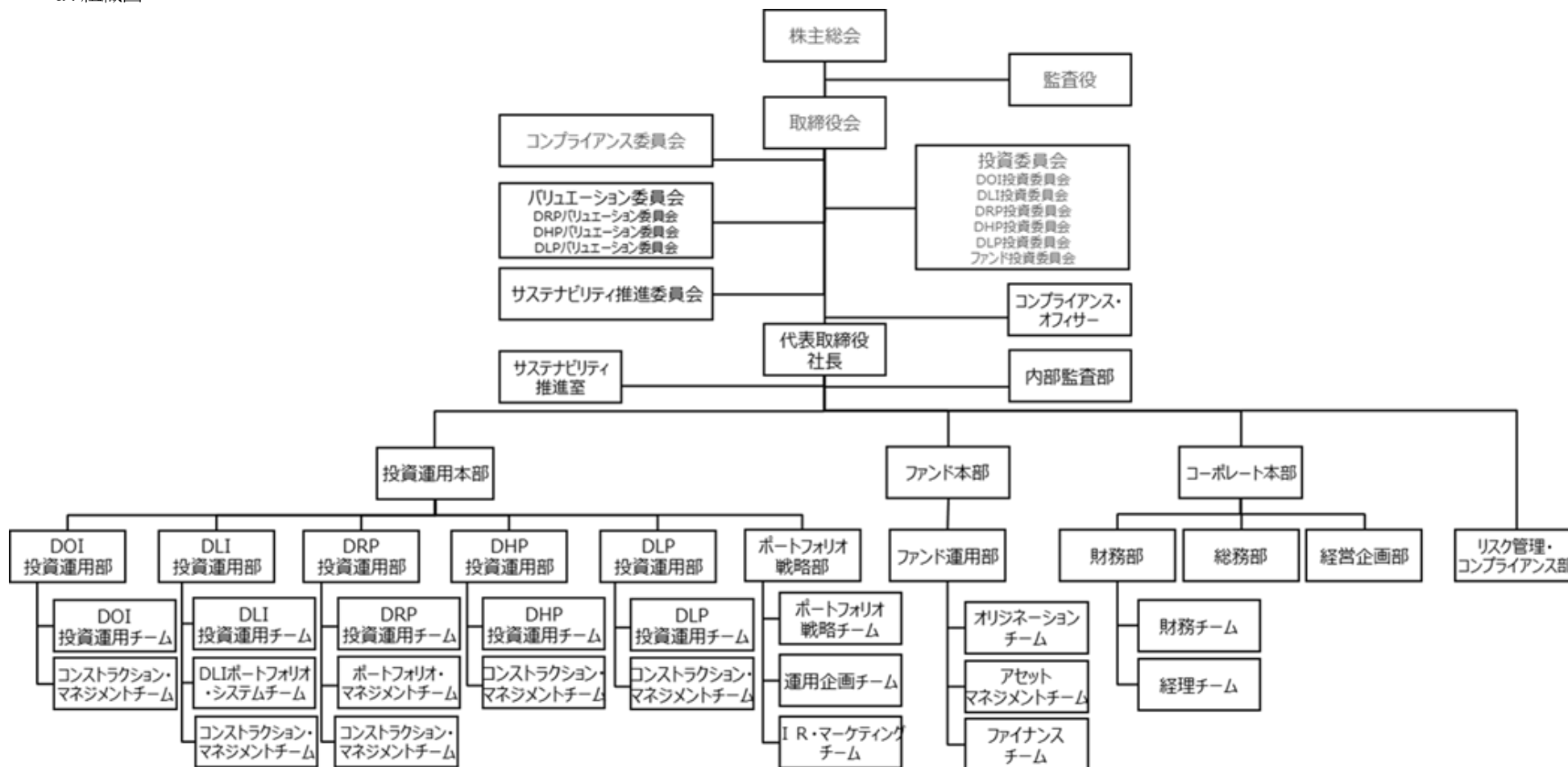
出向元	人数	出向元と兼務がある場合にはその状況
大和証券株式会社	24	—
大和アセットマネジメント株式会社	1	—
その他	1	—
出向者計	26	—
出向者以外	100	—
資産運用会社従業員総数	126	—

③ 投資法人及び資産運用会社の運用体制

本投資法人の資産運用は、資産運用委託契約により資産運用会社に委託しています。

(イ) 資産運用会社の組織及びそれぞれの業務の概略は、以下のとおりです。

a. 組織図



b. 業務分掌

部署名	業務分掌
D O I 投資運用部	<p>D O I 投資運用チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ D O I の投資に係る計画及び方針の立案 ・ D O I に係る投資運用業における資産の取得及び処分に関する事項 ・ D O I の資産の処分に係る計画及び方針の立案 ・ D O I、D O I に係るブリッジファンド等（資産運用会社が資産運用業務を受託している投資法人（今後組成予定のものを含みます。）から買付意向を記載した書面を受領している不動産私募ファンドその他の顧客であって、資産運用会社が投資一任業務、投資助言・代理業務又はその他の業務を受託するものをいいます。以下同じです。）及びD R T（以下これらを総称して「D O I 等」といいます。）の資産（D R T の資産については、D O I 向けのサポート機能・ウェアハウジング機能等の提供としてD R T が保有する資産に限ります。以下「D O I 投資運用部」において同じです。）の賃貸及び管理に係る計画及び方針の立案 ・ D O I の資産管理計画（年次資産管理計画、中期資産管理計画及び資産管理計画書を総称します。以下同じです。）の策定及び変更に関する事項 ・ D O I 等の資産の賃貸、管理、工事に関する事項 ・ D O I 等の資産の賃借人に係る与信管理に関する事項 ・ D O I 等の資産に係る保険の付保に関する事項 ・ D O I の運用ガイドラインの策定及び変更に関する事項 ・ 金融商品取引法第 35 条第 3 項に基づき届け出た業務に関する事項 ・ 新規の開発案件の検討に関する事項 ・ D O I 等の資産（取得検討対象を含みます。）の建替え等の開発案件に係る関係業者のモニタリングに関する事項 ・ D O I の I R 戦略立案に関する事項 ・ その他付随する事項 <p>コンストラクション・マネジメントチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ D O I 等の資産（取得検討対象を含みます。）の工事計画の策定・提案及び工事の進捗管理等に関する事項 ・ 工事業者の選定 ・ 金融商品取引法第 35 条第 3 項に基づき届け出た業務に関する事項 ・ その他付随する事項
D L I 投資運用部	<p>D L I 投資運用チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ D L I の投資に係る計画及び方針の立案 ・ D L I に係る投資運用業における資産の取得及び処分に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> ・DLIの資産の処分に係る計画及び方針の立案 ・DLI、DLIに係るブリッジファンド等及びDRT（以下これらを総称して「DLI等」といいます。）の資産（DRTの資産については、DLI向けのサポート機能・ウェアハウジング機能等の提供としてDRTが保有する資産に限ります。以下「DLI投資運用部」において同じです。）の賃貸及び管理に係る計画及び方針の立案 ・DLIの資産管理計画の策定及び変更に関する事項 ・DLI等の資産の賃貸、管理、工事に関する事項 ・DLI等の資産の賃借人に係る与信管理に関する事項 ・DLI等の資産に係る保険の付保に関する事項 ・DLIの運用ガイドラインの策定及び変更に関する事項 ・金融商品取引法第35条第3項に基づき届け出た業務に関する事項 ・新規の開発案件の検討に関する事項 ・DLI等の資産（取得検討対象を含みます。）の建替え等の開発案件に係る関係業者のモニタリングに関する事項 ・DLIのIR戦略立案に関する事項 ・その他付随する事項 <p>DLIポートフォリオ・システムチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DLI等のポートフォリオの管理（賃貸借契約・入出金・工事データ等）に関する事項 ・その他付随する事項 <p>コンストラクション・マネジメントチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DLI等の資産（取得検討対象を含みます。）の工事計画の策定・提案及び工事の進捗管理等に関する事項 ・工事業者の選定 ・金融商品取引法第35条第3項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項
DRP投資運用部	<p>DRP投資運用チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DRPの投資に係る計画及び方針の立案 ・DRPに係る投資運用業における資産の取得及び処分に関する事項 ・DRPの資産の処分に係る計画及び方針の立案 ・DRP、DRPに係るブリッジファンド等及びDRT（以下これらを総称して「DRP等」といいます。）の資産（DRTの資産については、DRP向けのサポート機能・ウェアハウジング機能等の提供としてDRTが保有する資産に限ります。以下「DRP投資運用部」において同じです。）の賃貸及び管理に係る計画及び方針の立案 ・DRPの資産管理計画の策定及び変更に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> ・DRP等の資産の賃貸、管理、工事に関する事項 ・DRP等の資産の賃借人に係る与信管理に関する事項 ・DRP等の資産に係る保険の付保に関する事項 ・DRPの運用ガイドラインの策定及び変更に関する事項 ・金融商品取引法第35条第3項に基づき届け出た業務に関する事項 ・新規の開発案件の検討に関する事項 ・DRP等の資産（取得検討対象を含みます。）の建替え等の開発案件に係る関係業者のモニタリングに関する事項 ・DRPのIR戦略立案に関する事項 ・その他付随する事項 <p>ポートフォリオ・マネジメントチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DRP等のポートフォリオの管理（賃貸借契約・入出金・工事データ等）に関する事項 ・その他付随する事項 <p>コンストラクション・マネジメントチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DRP等の資産（取得検討対象を含みます。）の工事計画の策定・提案及び工事の進捗管理等に関する事項 ・工事業者の選定 ・金融商品取引法第35条第3項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項
DHP投資運用部	<p>DHP投資運用チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DHPの投資に係る計画及び方針の立案 ・DHPに係る投資運用業における資産の取得及び処分に関する事項 ・DHPの資産の処分に係る計画及び方針の立案 ・DHP、DHPに係るブリッジファンド等及びDRT（以下これらを総称して「DHP等」といいます。）の資産（DRTの資産については、DHP向けのサポート機能・ウェアハウジング機能等の提供としてDRTが保有する資産に限ります。以下「DHP投資運用部」において同じです。）の賃貸及び管理に係る計画及び方針の立案 ・DHPの資産管理計画の策定及び変更に関する事項 ・DHP等の資産の賃貸、管理、工事に関する事項 ・DHP等の資産の賃借人に係る与信管理に関する事項 ・DHP等の資産に係る保険の付保に関する事項 ・DHPの運用ガイドラインの策定及び変更に関する事項 ・金融商品取引法第35条第3項に基づき届け出た業務に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の開発案件の検討に関する事項 ・DHP等の資産（取得検討対象を含みます。）の建替え等の開発案件に係る関係業者のモニタリングに関する事項 ・DHPのIR戦略立案に関する事項 ・その他付随する事項
	<p>コンストラクション・マネジメントチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DHP等の資産（取得検討対象を含みます。）の工事計画の策定・提案及び工事の進捗管理等に関する事項 ・工事業者の選定 ・金融商品取引法第35条第3項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項
DLP投資運用部	<p>DLP投資運用チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DLPの投資に係る計画及び方針の立案 ・DLPに係る投資運用業における資産の取得及び処分に関する事項 ・DLPの資産の処分に係る計画及び方針の立案 ・DLP、DLPに係るブリッジファンド等及びDRT（以下これらを総称して「DLP等」といいます。）の資産（DRTの資産については、DLP向けのサポート機能・ウェアハウジング機能等の提供としてDRTが保有する資産に限ります。以下「DLP投資運用部」において同じです。）の賃貸及び管理に係る計画及び方針の立案 ・DLPの資産管理計画の策定及び変更に関する事項 ・DLP等の資産の賃貸、管理、工事に関する事項 ・DLP等の資産の賃借人に係る与信管理に関する事項 ・DLP等の資産に係る保険の付保に関する事項 ・DLPの運用ガイドラインの策定及び変更に関する事項 ・金融商品取引法第35条第3項に基づき届け出た業務に関する事項 ・新規の開発案件の検討に関する事項 ・DLP等の資産（取得検討対象を含みます。）の建替え等の開発案件に係る関係業者のモニタリングに関する事項 ・DLPのIR戦略立案に関する事項 ・その他付随する事項 <p>コンストラクション・マネジメントチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DLP等の資産（取得検討対象を含みます。）の工事計画の策定・提案及び工事の進捗管理等に関する事項 ・工事業者の選定 ・金融商品取引法第35条第3項に基づき届け出た業務に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他付随する事項
ポートフォリオ戦略部	<p>ポートフォリオ戦略チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人のポートフォリオに係る戦略の策定 ・投資法人の資産の取得、処分及び入替えに係る戦略の策定 ・投資口の発行等による投資法人等の資金調達に係る戦略の策定 ・投資法人の資産（取得検討対象を含みます。）の建替え等の開発案件に係る分析及び調査 ・その他付随する事項
	<p>運用企画チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人及びそのブリッジファンド等（以下「投資法人等」といいます。）のポートフォリオに関する予算・実績の管理 ・投資口の発行等による投資法人等の資金調達に関する事項 ・投資法人等のディスクロージャーに関する事項 ・投資法人の広報に関する事項 ・その他付随する事項
	<p>I R・マーケティングチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人の投資家マーケティングに関する事項 ・投資法人等のI Rの実施 ・投資法人の投資主総会の運営に関する事項 ・その他付随する事項
ファンド運用部	<p>オリジネーションチーム</p> <p>私募ファンドの組成、新規投資案件獲得に関する下記の事項</p> <p>新規投資案件獲得に係る対象資産は、インフラ資産、不動産及びそれらの信託受益権又はこれらを投資対象とするS P Cの発行する匿名組合等の出資持分とし、私募ファンドの運用スキームは、助言スキーム及び投資一任スキームを含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用会社の受託業務に関するマーケティング活動 ・私募ファンドの企画・設立に関する事項 ・私募ファンドの投資方針の立案 ・投資家マーケティングに関する事項 ・新規投資案件の取得に関する事項 ・新規投資案件のアセット・マネジメント契約の締結に関する事項 ・新規投資案件取得時の収支計画策定に関する事項 ・新規投資案件の資金調達に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他私募ファンドの組成及び新規投資案件獲得に係る業務全般に関する事項 ・金融商品取引法第 35 条第 3 項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項
	<p>アセットマネジメントチーム</p> <p>私募ファンド及びS P Cの期中運用に関する下記の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸、管理、補改修及び運営に関する事項 ・賃借等の代理又は媒介業務に関する事項 ・賃借人に係る与信管理に関する事項 ・保険の付保に関する事項 ・投資家対応に関する事項の統括 ・期中管理に係る貸付人対応に関する事項 ・資産の処分に関する事項 ・資産の入替計画に関する事項 ・その他私募ファンド及びS P Cの期中運用に係る業務全般に関する事項 ・第二種金融商品取引業に関する事項（投資助言業務等に係る顧客資産の媒介、S P Cの私募の取扱い及び当部で担当する私募ファンド並びに他部からの依頼に基づく私募の取扱い） ・金融商品取引法第 35 条第 3 項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項
	<p>ファイナンスチーム</p> <p>私募ファンド及びS P Cの期中運用に関する下記の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私募ファンドの保有資産の収支計画策定に関する事項 ・私募ファンドの収支計画策定に関する事項 ・期中管理に係る貸付人対応に関する事項の統括 ・投資家対応に関する事項 ・経理・資金管理・予実管理に関する事項 ・決算に関する事項 ・海外ファンド運用及び運用業者との連携に関する事項 ・金融商品取引法第 35 条第 3 項に基づき届け出た業務に関する事項 ・その他付随する事項
財務部	財務チーム

	<ul style="list-style-type: none"> ・借入れ及び債券の発行による投資法人等の資金調達に関する事項 ・投資法人等のALMに関する事項 ・投資法人等の余資運用に関する事項 ・投資法人等の資金管理に関する事項 ・その他付随する事項
	<p>経理チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人等の決算に関する事項 ・投資法人等の経理に関する事項 ・投資法人等の金銭の分配に関する事項 ・DRP、DHP及びDLPの投資口に係る基準価額算定及び払戻しに関する事項 ・DRP、DHP及びDLPの投資証券の発行・受渡事務に関する事項 ・投資法人等の会計監査に関する事項 ・投資法人等の計算書類の作成に関する事項 ・投資法人等の予算、実績の管理 ・資産運用会社の経理に関する事項 ・資産運用会社の財務に関する事項 ・一任運用ファンド及び助言私募ファンドの顧客の管理に関する事項 ・助言業務の私募ファンド投資家向け業務（助言業務の投資家のために行う報告業務に関する事項、助言業務の投資家が投資に関連して行う事務に係る補助及び代行に関する事項） ・第二種金融商品取引業に係る管理業務 ・その他付随する事項
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟行為等に関する事項 ・文書管理、情報管理に関する事項 ・システム管理に関する事項 ・苦情処理に関する事項 ・人事、労務に関する事項 ・その他付随する事項
経営企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・投資環境の調査分析 ・投資法人の経営課題に関する分析管理 ・新規業務の開始準備に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> ・監督官庁等との折衝に関する事項 ・法令に基づく各種の許認可、承認、登録及び報告等に関する事項 ・法律問題全般に関する調査研究及び助言 ・投資法人の役員会の運営に関する事項 ・株主総会、取締役会及び各種委員会（サステナビリティ推進委員会を除きます。）の運営に関する事項 ・グループ会社との連携に関する事項 ・規程改廃の管理に関する事項 ・その他付随する事項
サステナビリティ 推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・資産運用会社並びに投資法人等、一任運用ファンド及び助言顧客（以下これらを総称して「ファンド等」といいます。）のサステナビリティに関する経営方針、戦略及び体制に関する事項 ・投資環境におけるサステナビリティに関する調査分析 ・資産運用会社及びファンド等のサステナビリティ関連のディスクロージャーに関する事項 ・資産運用会社及びファンド等のサステナビリティ関連施策の立案及び推進 ・サステナビリティ推進委員会の運営に関する事項 ・資産運用会社及びファンド等におけるサステナビリティ関連研修の実施 ・ファンド等（その保有物件を含みます。）の環境認証の取得に関する事項 ・その他付随する事項
リスク管理・ コンプライアンス部	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理に関する事項 ・投資法人及び資産運用会社のリスク管理の統括 ・コンプライアンス全般の企画・立案・推進に関する事項 ・その他付随する事項
内部監査部	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査に関する事項 ・監査役の業務の補佐に関する事項 ・監査役から委嘱された業務に関する事項 ・その他付随する事項
コンプライアンス・ オフィサー	<ul style="list-style-type: none"> ・社内のコンプライアンス（法令等遵守）に関する事項の統括 ・社内のコンプライアンス体制の確立及び法令等を尊重する企業風土の醸成 ・コンプライアンス関連規程（コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラム等）の立案、整備 ・コンプライアンスに関する指導及び研修の実施 ・コンプライアンス委員会の運営に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会及び投資委員会における審議事項の事前審査 ・オブザーバーとしての投資委員会への出席 ・日常業務におけるコンプライアンス状況についての検証 ・法令違反等のコンプライアンス上の問題の調査等 ・苦情対応の処理、各部署への改善指示等 ・第二種金融商品取引業に係る審査業務 ・その他付随する事項
--	--

(ロ) 本投資法人の運用に関わる委員会の概要は以下のとおりです。

a. DO I 投資委員会

委員	代表取締役社長（委員長）、取締役（取締役会で選定した者に限ります。）、コンプライアンス・オフィサー（注）、内部監査部長（注）、取締役会で選定した社内外の専門家（注）
審議・決議内容	<p>本投資法人に関する以下の事項についての審議及び決議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人資産運用業に関する運用方針、投資方針及び運用管理の計画に関する事項（運用ガイドライン（「利益相反対策ルール」を含みます。）、中期資産管理計画及び年次資産管理計画の策定及び変更） ・投資法人資産運用業における資産の取得及び売却に関する事項 ・取引中の委託先以外とのプロパティ・マネジメント契約の締結 ・投資法人資産運用業に係る運用評価 ・1,000万円を超える諸外部委託契約の締結 ・「利益相反対策ルール」に定める取引に関する事項 ・本投資法人の資金調達及びALMに関する事項 ・本投資法人の金銭の分配に関する事項 ・本投資法人の資金管理（余資運用を含みます。）に関する事項 ・本投資法人の一般事務受託者、資産保管会社、投資主名簿等管理人の選定及び契約締結に関する事項 ・本投資法人の情報開示方針の策定及び変更 ・その他付随する業務に関する事項 <p>ブリッジファンド等に関する以下の事項（ファンド投資委員会に付議すべき場合を除きます。）についての審議及び決議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブリッジファンド等の組成・スキーム検討に関する重要事項 ・その他ブリッジファンド等の業務に関する重要事項

審議方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・定足数は、議決権者の3分の2とします。 ・決議は、出席した議決権者の全会一致によるものとします。
-------	--

(注) コンプライアンス・オフィサー及び内部監査部長は、オブザーバーとしてDOI投資委員会に参加しますが、議案に関し議決権を有しません。また、取締役会で選定した社内外の専門家は、議決権を有する場合と有さない場合があります。

b. コンプライアンス委員会

委員	コンプライアンス・オフィサー（委員長）、取締役（取締役会で選定した者に限ります。）、コンプライアンスに精通した社外専門家（注1）、内部監査部長（注2）
審議・決議内容	<p>投資法人の以下の事項に関するコンプライアンス上の問題点の審議及び決議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人資産運用業に関する運用方針、投資方針及び運用管理の計画に関する事項（運用ガイドライン（「利益相反対策ルール」を含みます。）、中期資産管理計画及び年次資産管理計画の策定及び変更） ・投資法人資産運用業における資産の取得及び売却に関する事項 ・取引中の委託先以外とのプロパティ・マネジメント契約の締結 ・1,000万円を超える諸外部委託契約の締結 ・「利益相反対策ルール」に定める取引に関する事項 ・投資法人の資金調達及びALMに関する事項 ・投資法人の金銭の分配に関する事項 ・投資法人の一般事務受託者、資産保管会社、投資主名簿等管理人の選定及び契約締結に関する事項 ・投資法人の重要な会計方針の変更に関する事項 ・投資法人の会計監査人の選任議案及び契約締結に関する事項 ・投資法人の情報開示方針の策定及び変更 <p>一任運用ファンドの以下の事項に関するコンプライアンス上の問題点の審議及び決議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産管理計画の策定及び変更 ・利害関係者以外の者からの資産の取得及び資産の売却に関する事項 ・利害関係者からの資産の取得及び利害関係者への資産の売却等に関する事項 ・取引中の委託先以外とのプロパティ・マネジメント契約の締結 ・「利益相反対策ルール」に定める取引に関する事項 ・財務方針・計画の策定及び資金調達に関する事項 ・配当に関する事項

- ・ 計算書類・附属明細書の承認
- ・ 重要な会計方針の変更に関する事項
- ・ 会計監査人の選任議案及び契約締結に関する事項
- ・ 情報開示方針の策定及び変更
- ・ 投資家の勧誘方針の策定及び変更
- ・ 投資一任契約の締結及び解約に関する事項
- ・ その他重要な契約の締結及び解約に関する事項
- ・ その他付随する業務に関する事項

資産運用会社の以下の事項に関するコンプライアンス上の問題点の審議及び決議

- ・ コンプライアンス及びコンプライアンス体制に関する事項
- ・ 弊害防止に関する事項
- ・ リスク管理に関する事項
- ・ 内部監査に関する事項
- ・ 諸規程・規則等の制定及び改廃に関する事項

ブリッジファンド（資産運用会社が各投資法人から買付意向を記載した書面をファンド組成時に受領しており、資産運用会社が投資一任業務及び投資助言・代理業務以外の業務を受託している不動産私募ファンドをいいます。）の資産運用に関するコンプライアンス上の問題点の審議及び決議

- ・ 資産の賃貸、管理及び工事に関する方針・計画に関する事項
- ・ 取引中の委託先以外とのプロパティ・マネジメント契約の締結
- ・ 「利益相反対策ルール」に定める取引に関する事項
- ・ 財務方針・計画の策定及び資金調達に関する事項
- ・ 配当に関する事項
- ・ 計算書類・附属明細書の承認
- ・ 重要な会計方針の変更に関する事項
- ・ 会計監査人の選任議案及び契約締結に関する事項
- ・ 情報開示方針の策定及び変更
- ・ 投資家の勧誘方針の策定及び変更
- ・ アセットマネジメント契約の締結及び解約に関する事項
- ・ その他重要な契約の締結及び解約に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> ・弊害防止に関する事項 ・その他付随する業務に関する事項 <p>その他事項に関するコンプライアンス上の問題点の審議及び決議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委託契約の締結及び解約に関する事項 ・訴訟行為等に関する事項 ・その他コンプライアンス・オフィサーが随時定めるコンプライアンスに関する事項 ・その他付随する業務に関する事項
審議方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・定足数は、委員全員を原則とし、コンプライアンス・オフィサーがやむを得ない事情があると判断する場合にのみ、議決権を有する委員の3分の2とします。但し、コンプライアンス・オフィサー及び最低1名のコンプライアンスに精通した社外専門家は必ず出席するものとします。 ・決議は、出席した議決権者の全会一致によるものとします。

(注1) 本書の日付現在、社外専門家委員は、弁護士の資格を有する社外専門家（1名）及び税理士の資格を有する社外専門家（1名）です。

(注2) 内部監査部長は、オブザーバーとしてコンプライアンス委員会に参加しますが、議案に関し議決権を有しません。

c. サステナビリティ推進委員会

委員	代表取締役社長（最高責任者）、常勤取締役（内部監査担当常勤取締役を除きます。）、各執行責任者、サステナビリティ推進室長、コンプライアンス・オフィサー、最高責任者が指名するもの
審議内容	<p>サステナビリティに関する以下の事項についての審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティに関する経営方針及び目標の策定及び改廃 ・その他付随する事項
審議方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・定足数は、委員の3分の2とします。 ・取締役会に上程すべき事項の決定は、出席した委員の全会一致によるものとします。

(3) 利益相反取引への取組み等

① 利益相反取引への対応方針及び運用体制

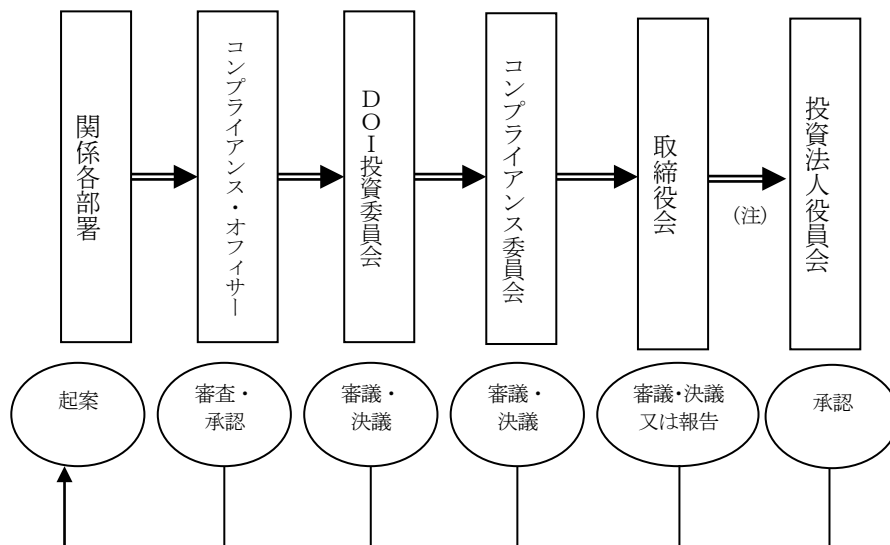
(イ) 投資運用の意思決定手続

資産運用会社は、規約に沿って、本投資法人から資産運用の一任を受けた投信法上の資産運用会社として、運用ガイドライン等を作成し、投資方針、資産の取得及び売却等に関する利害関係者との取引（「利益相反対策ルール」に定める取引）のルール、開示の方針等の投資運用に関する基本的な考え方について定めています。

また、資産運用会社は、運用ガイドラインに従い、資産管理計画を作成し、運用ガイドラインに定める投資方針及び利益相反対策ルールに従い、投資対象資産を選定し、その取得を決定します。

本投資法人における投資運用に関する議案の作成・提出から決議までの意思決定フローは、以下のとおりです。

<意思決定のフロー>



(注) 投信法上の利害関係人等との間で、不動産又は有価証券の取得若しくは譲渡又は貸借（以下「投信法上の利害関係人等取引」といいます。）を行う場合、一定の場合を除き、本投資法人の役員会の承認を受けなければなりません。詳細は（ロ）「e. 投資法人役員会の承認」をご参照下さい。

なお、コンプライアンス・オフィサーの審査、DOI投資委員会、コンプライアンス委員会又は取締役会における審議の結果、承認されなかった場合、起案部署に差戻されます。また、DOI投資委員会、コンプライアンス委員会及び取締役会の審議・決議事項について、特別の利害関係を有する者は、当該審議・決議事項について議決権を行使することはできません。

(ロ) 利益相反対策ルールの概要

資産運用会社は、本投資法人をして、資産運用会社の投信法上の利害関係人等を含む利害関係者との間の取引を行わせる場合に遵守すべき事項を利益相反対策ルールに定めており、その概要は以下のとおりです。

a. 法令等の遵守

資産運用会社は、金融商品取引業、その他関連する業務に関し、利益相反のおそれのある取引を行う場合には、金融商品取引法、投信法その他の関連諸法令及び利益相反対策ルールを遵守するものとします。

b. 利害関係者

利害関係者とは次の者をいいます。

(a) 投信法に規定される利害関係人等

(b) 資産運用会社の発行済株式の100分の5以上を保有している株主及び資産運用会社の子会社

(c) 上記(a)又は(b)に該当する者が過半の出資、匿名組合出資又は優先出資を行っている、又は上記(a)又は(b)に該当する者の役職員が役員に就任している特別目的会社

(d) 資産運用会社、上記(a)又は(b)に該当する者へ物件の取得、売却等に係るアセット・マネジメント業務を委託している顧客

c. 利害関係者との取引

以下に定める取引毎に、以下のとおりの条件を定めています。

(a) 運用資産の取得

利害関係者から運用資産を取得する場合の価格は、運用資産の種類に従い、以下の金額を上限とします。

i) 不動産及び不動産信託受益権

不動産鑑定士（但し、利害関係者の役員又は使用人ではなく、かつ利害関係者と資本関係を有していない独立した者であることを要します。）による鑑定評価額。

但し、利害関係者が本投資法人への譲渡を前提に、一時的にS P C等の組成を行うなどして負担した合理的かつ適正な費用が存する場合は、当該費用を鑑定評価額に加えた額を上限とします。

なお、取得価格には、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金及び信託収益並びに固定資産税等の期間按分精算額等を含みません。

ii) その他の資産

時価。但し、時価が算定できない場合には、資産運用会社から独立した専門家により算定された合理的な評価額とします。

(b) 運用資産の売却

利害関係者に対して運用資産を売却する場合の価格は、運用資産の種類に従い、以下の金額を下限とします。

i) 不動産及び不動産信託受益権

不動産鑑定士（但し、利害関係者の役員又は使用人ではなく、かつ利害関係者と資本関係を有していない独立した者であることを要します。）による鑑定評価額、
ii) その他の資産

時価。但し、時価が算定できない場合には、資産運用会社から独立した専門家により算定された合理的な評価額とします。

(c) 運用資産の賃貸

利害関係者に対して運用資産を賃貸する場合は、第三者作成のマーケットデータ又は意見書に基づき、市場相場及び同種の物件の標準的な賃貸条件等を総合的に勘案して、適正な賃貸条件によらなければなりません。

(d) 運用資産に係るプロパティ・マネジメント業務の委託

利害関係者に対し、運用資産のプロパティ・マネジメント業務を委託する場合には、複数の業者からの見積を取得の上、当該業務受託の実績等を勘案した合理的な契約条件によらなければなりません。

(e) 運用資産の売買及び賃貸の媒介業務の委託

i) 利害関係者が本投資法人の運用資産に係る売買の媒介を行った場合に、本投資法人から当該利害関係者に対して支払われる報酬は、売買価格の3.00%（消費税等相当額別）を上限として、売買価格、業務の難易度等を判断の上、合理的な金額によらなければなりません。

ii) 利害関係者が本投資法人の運用資産に係る賃貸の媒介を行った場合に、本投資法人から当該利害関係者に対して支払われる報酬は、契約賃料の1ヶ月分相当を上限として、契約賃料、業務の難易度等を判断の上、合理的な金額によらなければなりません。

(f) 運用資産に係る工事の発注

利害関係者に対し、運用資産に係る工事を発注する場合には、複数の業者からの見積を取得の上、工事の難易度、工事期間等を勘案した合理的な契約条件によらなければなりません。

d. 利害関係者との取引に関する手続

利害関係者との間で上記「c. 利害関係者との取引」を行う場合、社内規程の定めに従い、当該利害関係者との間の取引内容につき、1件当たりの契約金額（注）が1千万円を下回る場合を除いて、以下の手続を経るものとします。

（注）契約金額の基準につき、運用資産の賃貸については、当該賃貸借期間の合計金額を基準とします。

(a) 担当部署は、利害関係者との取引の検討を行う場合、取引の種類に応じ、以下に定める書類を取締役に提出します。

i) 運用資産の取得又は売却

（不動産又は不動産信託受益権の場合）

不動産鑑定評価書

（それ以外の場合）

当該資産の時価を示す書類又は不動産鑑定評価書に準ずる書類

ii) 運用資産の賃貸

第三者作成のマーケットデータ又は意見書

iii) 運用資産に係るプロパティ・マネジメント業務の委託

複数の業者からの見積書

iv) 運用資産に係る工事の発注

複数の業者からの見積書

(b) 利害関係者との取引に関する取締役会の承認手続に先立ち、コンプライアンス・オフィサーによる審査並びにDOI投資委員会及びコンプライアンス委員会での審議を経るものとします。

(c) 全員出席の取締役会における全会一致の承認を得ることとします。なお、当該利害関係者の役職員を兼職している取締役は、当該決議において議決権を行使することができず、この行使することができない議決権は、出席した取締役の議決権には算入しないものとします。また、DOI投資委員会及びコンプライアンス委員会の審議においても同様とします。

e. 投資法人役員会の承認

資産運用会社は、利益相反対策ルールにおいて、本投資法人のために、投信法上の利害関係人等との間で、投信法上の利害関係人等取引を行おうとするときは、上記d.(a)乃至(c)の手続を経た後、投信法上の利害関係人等取引に着手する前に、本投資法人役員会の承認に基づく本投資法人の同意を得なければならないものとしています。但し、当該取引が投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）第245条の2第1項各号に掲げる取引に該当する場合は、この限りではありません。

なお、資産運用会社が本投資法人の役員会の承認を求めた場合において、当該役員会が投信法上の利害関係人等取引を承認せず、資産運用会社に対してその中止又は内容の変更を指示した場合、資産運用会社は、内容の変更の指示を受けたものについては、内容の変更を行った後（但し、上記d.(a)乃至(c)の手続を経る必要がある場合は、変更後の内容につき、当該手続を経た後）でなければ、再度、本投資法人の役員会にその承認を求めることができないものとします。また、本投資法人の役員会から当該取引の中止の指示を受けた場合、これを廃案にするものとします。

② 運用体制の採用理由

本投資法人のスポンサーは資産運用会社の親会社です。資産運用会社では利益相反取引から生じ得る投資主に対する不利益を防止するために、上記①のとおり厳格な運用体制を採用しています。取締役会は、上記①（イ）投資運用の意思決定手続〈意思決定のフロー〉のとおり最終的な意思決定機関と位置づけられていますが、定められた意思決定フローを経ることにより適正な承認等を行っております。なお、投信法上の利害関係人等取引を行う場合には、①（ロ）「e. 投資法人役員会の承認」記載のとおり本投資法人の役員会の承認を受けなければなりません。

(イ) コンプライアンス委員会の外部委員について

コンプライアンス委員会には、外部から招聘したコンプライアンスに精通した社外専門家が参加しており、これにより一定の外部牽制機能を確保しています。

コンプライアンス委員会の定足数は、委員全員を原則とし、コンプライアンス・オフィサーがやむを得ない事情があると判断する場合にのみ、議決権を有する委員の3分の2とすること、但し、コンプライアンス・オフィサー及び最低1名のコンプライアンスに精通した社外専門家は必ず出席することとしています。

また、決議は、出席した議決権者の全会一致によるものとします。

氏名	略歴	兼職等
小川 雅義	1998年1月 税理士登録（東京税理士会） 小川雅義税理士事務所開設 2000年6月 有限会社ブライト・ブリッジ・ブレインズ（現 株式会社ブリッジ総合会計事務所）設立・代表取締役就任（現任） 2002年4月 ブリッジ税理士法人設立・代表社員就任（現任）	（兼任・兼職の状況） 左記 （スポンサー企業との関係） 該当ありません。
柳田 直樹	1987年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 柳田野村法律事務所（現 柳田国際法律事務所）入所（現任） 1995年5月 ハーバード・ロースクール修士課程（LLM）修了 2019年8月 株式会社クスリのアオキホールディングス取締役（現任）	（兼任・兼職の状況） 左記 （スポンサー企業との関係） 該当ありません。

(ロ) コンプライアンス・オフィサーについて

コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンスの統括者として、他部門に対する社内牽制機能の実効性を確保しています。

コンプライアンス・オフィサーの役割の詳細は1. 基本情報（1）「コンプライアンスに関する基本方針」をご参照下さい。

氏名	略歴	兼職等
眞崎 泰輔	1992年4月 大和証券株式会社（現 株式会社大和証券グループ本社） 入社 2005年6月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現 大和証券株式会社） 債券営業部 2008年4月 同社 金融市場営業第一部 2009年10月 同社 債券部 2011年6月 大和証券キャピタル・マーケット株式会社（現 大和証券株式会社） デット・シンジケート部 2016年4月 大和証券株式会社 コンプライアンス部 兼 株式会社大和証券グループ本社 コンプライアンス部	（兼任・兼職の状況） 該当ありません。 （出向の状況） 大和証券株式会社より出向。

	2022年4月 大和証券リアルティ株式会社 出向 同社 コンプライアンス・オフィサー	
	2023年10月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 出向 同社 コンプライアンス・オフィサー 兼 リスク管理・コンプライアンス部長 (現任)	

3. スポンサー関係者等との取引等

(1) 利害関係人等との取引等

① 売買取引

区分	売買金額等 (注2)	
	買付額等 (百万円)	売付額等 (百万円)
総 額	4,903	3,920
利害関係人等との取引状況の内訳		
大和証券リアルティ株式会社	－ (－)	3,920 (100.0)
合 計	－ (－)	3,920 (100.0)

(注1) () 内の数値は、それぞれの総額に対する比率 (%) を記載しています。

(注2) 「売買金額等」は、当該不動産等の買付及び売付等に要した費用 (売買媒介手数料、公租公課等) を考慮しない金額 (信託受益権売買契約書等に記載された金額) を記載しています。

(注3) 上記の取引以外に、当期中に以下のとおり利害関係人等に対して土壌汚染調査・対策費を精算金として支払っております。

大和証券リアルティ株式会社 168百万円

② 支払手数料等の金額

該当事項はありません。

③ 賃貸借取引

テナント名	大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社	本投資法人との関係	資産運用会社	
入居物件名称	D a i w a 銀座ビル	賃貸面積	5階	(イ) 341.58㎡ (ロ) 194.59㎡ (ハ) 204.55㎡
			2階	(ニ) 399.15㎡ (ホ) 168.76㎡
			地下3階	(ヘ) 15.27㎡

<p>契約期間 (西暦表示)</p>	<p>(イ) ~ (へ) 2024年9月1日より2026年8月31日まで</p>
<p>契約更改の方法</p>	<p>貸貸人・賃借人協議の上、本契約を更新することができます。 契約満了時に本契約を終了させる場合は、貸貸人及び賃借人とも6ヶ月前に文書をもって予告しなければなりません。貸貸人又は賃借人より契約を更新しない旨の通知が行われなかった場合は、契約期間満了の翌日より起算して更に2年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。</p>
<p>特記事項</p>	<p>投資法人がその資産運用会社に対し不動産を賃貸することは、自己取引に当たり原則として禁止されていますが（投信法第195条）、投資主の保護に欠けるおそれのない場合は不動産を資産運用会社に賃貸することが認められており（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）第117条第10号）、投資主の保護に欠けるおそれのない場合とは次のとおり定められています（投信法施行規則第222条）。</p> <p>① 資産運用会社が賃借している不動産を登録投資法人の資産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合 ② 資産運用会社が登録投資法人の不動産について賃借人の募集を行ったにもかかわらず、当該不動産を賃貸するに至らない場合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異なる条件で当該不動産を賃借する場合</p> <p>本件の賃貸借取引においても、上記に従っています。</p> <p>資産運用会社が定める利益相反対策ルールでは、資産運用会社が、その利害関係者に対して本投資法人の運用資産を賃貸させる場合は、第三者作成のマーケットデータ又は意見書に基づき、市場相場及び同種の物件の標準的な賃貸条件等を総合的に勘案して、適正な賃貸条件によることとしています。また、その場合、原則として、コンプライアンス・オフィサーによる審査、DO I 投資委員会及びコンプライアンス委員会での審議の後、全員出席の取締役会における全会一致の承認を得ることとしています。更に、当該手続きを経た後で、取引に着手する前に、投信法施行規則第245条の2第1項各号に掲げる取引に該当する場合を除き、本投資法人役員会の承認に基づく本投資法人の同意を得ることとしています。</p> <p>なお、大和証券リアルティ株式会社及び株式会社大和証券グループ本社との賃貸借の特記事項についても同様です。</p> <p>本件の賃貸借取引では同ルールに準じた手続きにより、市場相場及び同種の物件の標準的な賃貸条件等を総合的に勘案して、賃貸条件を決定しています。</p>

テナント名	大和証券リアルティ株式会社	本投資法人との関係	資産運用会社の親法人等	
入居物件名称	D a i w a 銀座ビル	賃貸面積	2階	172.82㎡
契約期間 (西暦表示)	2024年9月1日より2026年8月31日まで			
契約更改の方法	<p>賃貸人・賃借人協議の上、本契約を更新することができます。</p> <p>契約満了時に本契約を終了させる場合は、賃貸人及び賃借人とも6ヶ月前に文書をもって予告しなければなりません。賃貸人又は賃借人より契約を更新しない旨の通知が行われなかった場合は、契約期間満了の翌日より起算して更に2年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。</p>			
特記事項	<p>本件の賃貸借取引では利益相反対策ルールに準じた手続きにより、市場相場及び同種の物件の標準的な賃貸条件等を総合的に勘案して、賃貸条件を決定しています。</p>			

テナント名	株式会社大和証券グループ本社	本投資法人との関係	資産運用会社の親法人等	
入居物件名称	D a i w a 銀座ビル	賃貸面積	屋上広告	—
契約期間 (西暦表示)	契約締結日（2010年5月18日）から1年間とします。			
契約更改の方法	<p>期間満了の3ヶ月前までに相手方に対する書面による別段の意思表示がないときは、同契約は更に1年間延長するものとし、その後も同様とします。</p> <p>株式会社大和証券グループ本社は、3ヶ月前に文書によって予告することにより解約することができます。</p> <p>一般物価の変動等によって掲出料が不相当となった場合には、本投資法人はいつでもこれを改定することができます。</p>			
特記事項	<p>本契約の締結にあたっては、第三者の調査をもとに取引価格を決定しています。</p>			

④ その他

該当事項はありません。

(2) 物件取得者等の状況

※ ①会社名・氏名 ②特別な利害関係にある者との関係 ③譲渡経緯・理由等 ④譲渡価格 ⑤譲渡時期

物件名 (所在地)	投資法人	譲渡先
D a i w a月島ビル (東京都中央区月島四丁目16番13号)	<p>③本物件について、投資主価値向上に向け、本物件の特性、後述の投資主への還元策、現在及び将来のポートフォリオ戦略並びに不動産市況の動向等を総合的に勘案し、本投資法人の運用方針に即して、本譲渡（3期（2024年11月期、2025年5月期、2025年11月期）にわたる譲渡全体を指します。）を決定しております。</p> <p>足元のポートフォリオの運用状況を鑑み、本物件の利回り水準や今後の安定性・成長余地等を検討した結果、現状の売買市場における本物件の評価を顕在化することが、投資主価値向上に資すると判断いたしました。なお、本譲渡は、譲渡時期が3期に分かれており、投資主の皆様へ売却益を3期にわたって還元することで分配金の安定化を図るほか、自己投資口取得資金への充当や借入金の返済等、機動的に活用することで投資主価値の向上につながるものと考えています。</p> <p>なお、本物件は2006年3月に有限会社アルパニーから7,840百万円で取得した物件であり、2024年5月31日時点における鑑定評価額（準共有持分考慮前）は9,800百万円であることから、本物件の譲渡価格9,800百万円は妥当なものと考えております。</p>	<p>①大和証券リアルティ株式会社 ②資産運用会社の兄弟会社</p>
	④3,920百万円（準共有持分40%）（注）	—
	⑤2024年11月	—

（注）2024年11月期の譲渡に係る譲渡価格を記載しています。

4. その他

(1) 不動産鑑定機関の選定方針及び概要（2024年11月30日現在）

不動産鑑定機関の選定にあたっては、資産運用会社の外部委託先管理マニュアルに定める鑑定評価会社選定基準に則り、当該機関の取扱実績等を重視して選定しています。

<不動産鑑定機関の概要>

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由
D a i w a 銀座ビル	JLL森井鑑定株式会社	〒105-0004 東京都港区新橋二丁目 6番2号	63名	大手金融機関、大手不動産会社からの受託実績を数多く有し、不動産投資信託に対する理解も深いと判断されること。
D a i w a 銀座アネックス				
D a i w a 猿楽町ビル				
D a i w a 神宮前ビル				
D a i w a 日本橋堀留町ビル				
D a i w a 麻布台ビル				
新宿マインズタワー				
D a i w a 品川N o r t h ビル				
D a i w a 小伝馬町ビル				
D a i w a 晴海ビル				
日本橋セントラルスクエア				
D a i w a 日本橋馬喰町ビル				
D a i w a 秋葉原ビル				

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由
D a i w a 月島ビル	大和不動産鑑定株式会社	〒550-0005 大阪府大阪市西区 西本町一丁目4番1号	132名	多数の上場投資法人の鑑定評価を手がけており、スタッフ数も充実していること。
D a i w a 西新橋ビル				
大和茅場町ビル				
D a i w a 神保町3丁目ビル				
D a i w a 芝浦ビル				
D a i w a A浜松町ビル				
D a i w a 芝大門ビル				
D a i w a 三崎町ビル				
D a i w a 東池袋ビル				
D a i w a 日本橋本石町ビル				
新四c u r u m uビル				
D a i w a 上大岡ビル				
D a i w a 赤坂ビル				
D a i w a 荻窪タワー				
D a i w a 北浜ビル				
D a i w a 恵比寿4丁目ビル				
ラクアス東新宿				
D a i w a 青山ビル				
D a i w a 渋谷神泉ビル				
D a i w a 目黒スクエア				
D a i w a 八丁堀駅前ビル				
D a i w a 八丁堀駅前ビル 西館				
D a i w a 西新宿ビル				
D a i w a 神田橋ビル				

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由
D a i w a 東日本橋ビル				
D a i w a 荻窪ビル				
D a i w a 新宿ウエストビル				
コンカード横浜				
D a i w a 品川御殿山ビル				
D a i w a 笹塚タワー				
D a i w a 笹塚ビル				
D a i w a 中野坂上ビル				
E・スペースタワー				
D a i w a 渋谷宮益坂ビル				
D a i w a 麻布テラス				
D a i w a 渋谷スクエア				
D a i w a リバーゲート				
キリン日本橋ビル				
D a i w a 神田イーストビル				
D a i w a 三田2丁目ビル				
D a i w a 日本橋馬喰町II				
D a i w a 築地駅前ビル	株式会社谷澤総合鑑定所	〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島二丁目2番7号	90名	多数の上場投資法人の鑑定評価を手がけており、スタッフ数も充実していること。
D a i w a 築地ビル				
D a i w a 代官山ビル				
D a i w a 神田美倉町ビル				
D a i w a 神田須田町ビル				

(2) エンジニアリング・レポート作成機関の選定方針及び概要

エンジニアリング・レポート作成機関の選定にあたっては、資産運用会社の外部委託先管理マニュアルに定めるエンジニアリング・レポート作成会社選定基準に則り、当該機関の取扱実績等を重視して選定しています。

なお、複数の物件を同時期に取得する際には、依頼条件の妥当性の確保やエンジニアリング・レポートの作成機関の集中リスクを勘案し、複数の作成機関へ依頼することとしています。

<第38期中物件取得にかかるエンジニアリング・レポート作成機関の概要>

物件名称	エンジニアリング・レポート作成機関の概要			
	名称	住所	事業内容	選定理由
D a i w a 秋葉原ビル	株式会社東京建築検査機構	〒103-0006 東京都中央区日本橋 富沢町10番16号	リスクコンサルティング業	エンジニアリング・レポート作成業務及びデューデリジェンス業務について、不動産証券化業界において多数の実績を有していること。

(3) その他利益相反の可能性のある取引

該当事項はありません。

(4) I Rに関する活動状況

① I R活動方針

本投資法人の運用業務に際して、投信法、金融商品取引法等法定開示事項とともに、株式会社東京証券取引所及び一般社団法人投資信託協会が定める事項を開示するだけでなく、投資主に対して重要かつ有用な情報開示をできる限り行うことにより、資産運用についてのアカウンタビリティを十分果たすよう努めていきます。

② アナリスト・機関投資家向け決算説明会を実施

アナリスト・機関投資家向けに決算期毎に説明会を開催（1・7月）し、資産運用会社の代表取締役社長等が決算報告と事業概要を報告しています。

③ 国内外機関投資家向け I R活動・個人投資家向け説明会等を実施

国内外の機関投資家向けに、個別訪問や電話会議によって I R活動を実施しています。また、投資家層の裾野拡大のため、随時個人投資家向け説明会等を実施しています。

④ I R資料のウェブサイト掲載

ウェブサイト (<https://www.daiwa-office.co.jp>) に有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、資産運用報告書、プレスリリース等の投資家向け情報を掲載しています。

⑤ IR活動体制

資産運用会社において、情報開示についてはポートフォリオ戦略部が担当し、本投資法人の情報取扱責任者はポートフォリオ戦略部長となっています。人員は21名です。

(5) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

資産運用会社は、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則とし、反社会的勢力との関係遮断に関する規程及びコンプライアンス・マニュアルの中で反社会的勢力との関係遮断を定め、同時にその具体的な行動指針として外部委託先管理マニュアル、反社会的勢力対策マニュアルを定めており、資産運用会社及び本投資法人の取引の相手方が反社会的勢力でないことを調査・確認することとしています。

以 上